

小規模企業の現状と課題

第1回

小規模企業振興検討小委員会

平成29年2月23日(木)

大分県中小企業活性化条例制定以降の動き

- 平成25年 3月 **【県】大分県中小企業活性化条例施行**
- 6月 【県】中小企業地域懇話会開催
県内6地域で以後毎年度開催。これまでに延べ534社が参加。
- 8月 【県】大分県中小企業活性化条例推進委員会開催（以後毎年度開催）
- 平成26年 6月 **【国】小規模企業振興基本法制定、小規模支援法改正**
- 10月 【国】小規模企業振興基本計画策定
- 平成27年 4月 【市】大分市中小企業振興基本条例施行
- 10月 **【県】大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」策定**
「まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略」策定
- 平成28年 3月 【市】豊後高田市中小企業振興基本条例施行
- 4月 【市】日田市中小企業振興基本条例施行
- 6月 【市】佐伯市中小企業活性化基本条例施行
- 7月 【国】中小企業等経営強化法制定
- 平成29年 2月 【市】由布市、国東市が市議会に条例案提出予定

※この間、大分県では、条例に基づく中小企業振興の総合計画として「おおいた産業活力創造戦略」を毎年策定している。

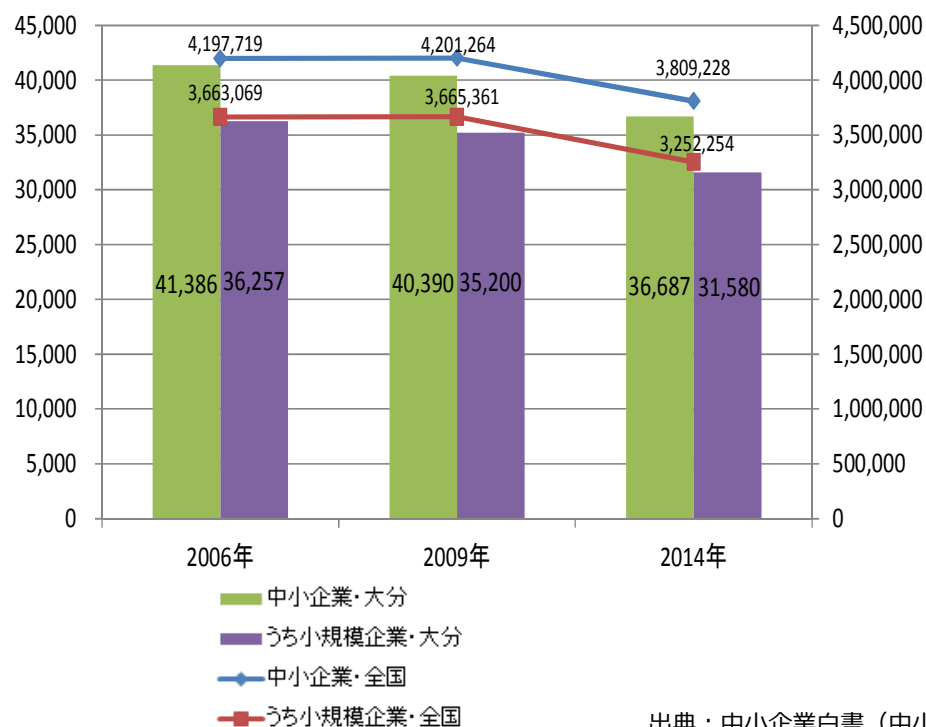
小規模企業の現状(1)

企業数・常用雇用者数

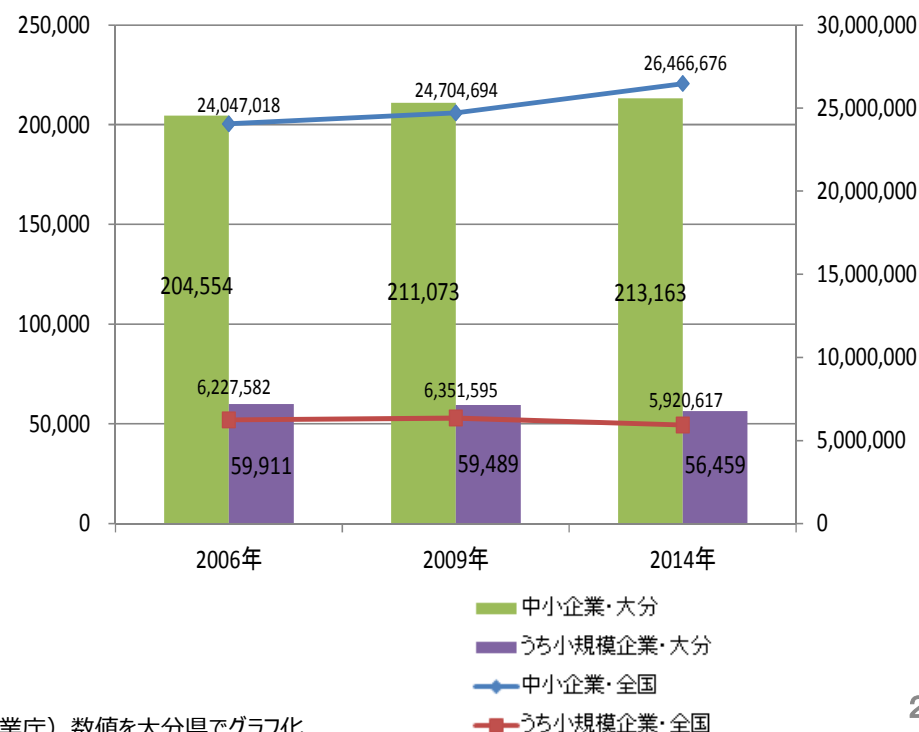
- ◆本県の企業36,729社のうち、中小企業は36,687社（99.9%）、そのうち小規模企業は31,580社（86.0%）。
また、常用雇用者数258,279人のうち、中小企業は213,163人（82.5%）、そのうち小規模企業は56,459人（21.9%）。
- ◆企業数は、中小企業、小規模企業ともに減少傾向にあるが、その割合は小規模企業の方がやや大きい。全国と大分県の比較では、大分県の減少割合がやや大きい。
- ◆常用雇用者数は、全国、大分県ともに中小企業では増加しているが、小規模企業では減少している。

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

全国・大分 中小企業・小規模企業の企業数の推移



全国・大分 中小企業・小規模企業の常用雇用者数の推移



出典：中小企業白書（中小企業庁）数値を大分県でグラフ化

小規模企業の現状(2)

業種別の現状

- ◆ほとんどの業種で、事業者数は減少傾向。減少率が大いなのは、情報通信業、卸・小売業、運輸・郵便業。
- ◆小規模事業者の約8割を卸・小売、宿泊・飲食などのサービス業が占める。

大分

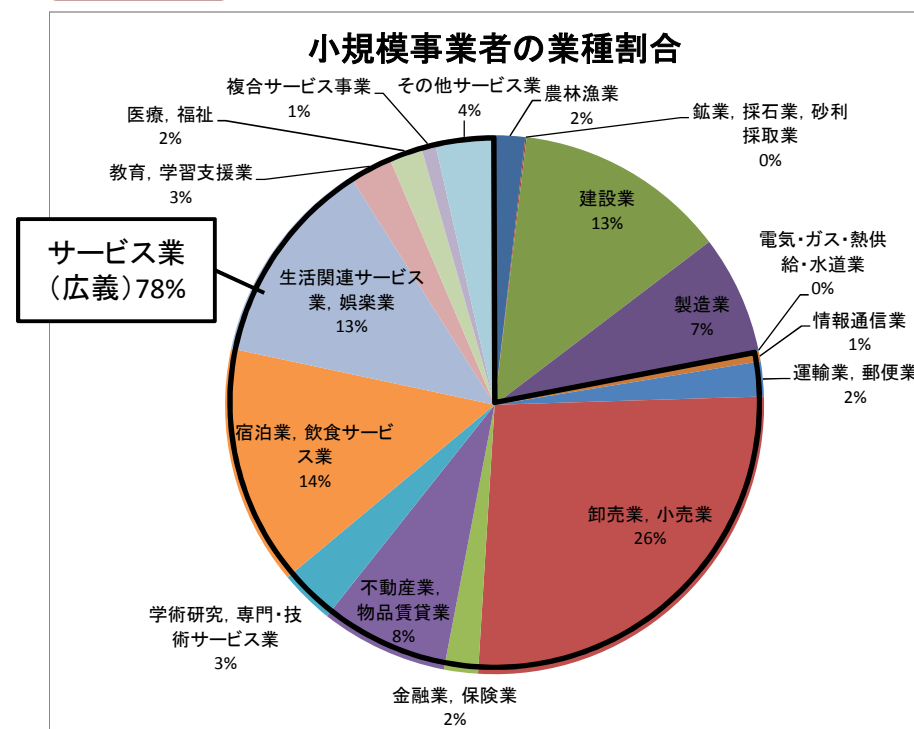
大分県の小規模事業者数の推移(業種別)

	H26	H21	増減	増減率 %
農林漁業	684	671	13	1.9
鉱業、採石業、砂利採取業	26	27	△ 1	△ 3.8
建設業	4,798	5,466	△ 668	△ 13.9
製造業	2,647	2,729	△ 82	△ 3.1
電気・ガス・熱供給・水道業	29	17	12	41.4
情報通信業	237	298	△ 61	△ 25.7
運輸業、郵便業	784	897	△ 113	△ 14.4
卸売業、小売業	9,941	11,432	△ 1,491	△ 15.0
金融業、保険業	764	863	△ 99	△ 13.0
不動産業、物品賃貸業	2,877	3,236	△ 359	△ 12.5
学術研究、専門・技術サービス業	1,225	1,282	△ 57	△ 4.7
宿泊業、飲食サービス業	5,416	5,379	37	0.7
生活関連サービス業、娯楽業	4,760	4,751	9	0.2
教育、学習支援業	958	1,039	△ 81	△ 8.5
医療、福祉	748	855	△ 107	△ 14.3
複合サービス事業	320	309	11	3.4
その他サービス業	1,340	1,366	△ 26	△ 1.9

出典：平成26年・平成21年経済センサス基礎調査をもとに大分県が加工

大分

小規模事業者の業種割合

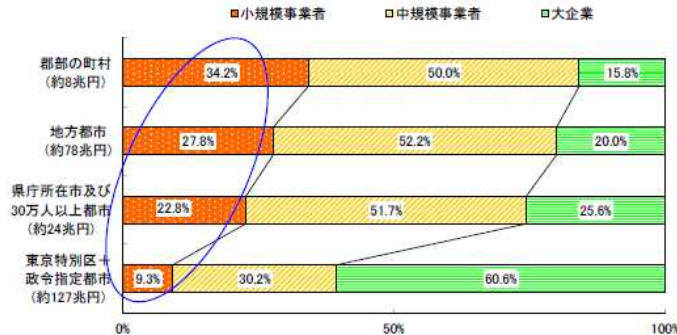


小規模企業の現状(3)

- ◆郡部の町村など地方ほど小規模事業者の付加価値額や従業者数の割合が大きく、地域経済に対する貢献度は高いと言える。
- ◆小規模事業者は、必ずしも「成長」を目的として活動しているのではなく、地域の様々なニーズに応えることを目的として活動し、地域経済に貢献している。

全国

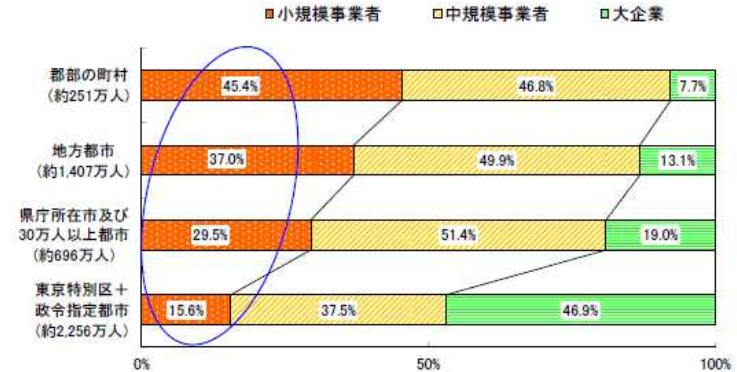
企業規模別の付加価値額構成 (2012年事業者ベース/地域区分別)



資料：総務省・経済産業省「平成24年経済センサス-活動調査」再編加工
 (注)1. 「付加価値額」とは、企業等の生産活動によって新たに生み出された価値のことで、生産額から原材料等の中間投入額を差し引くことによって算出。経済センサス-活動調査では以下の計算式で算出している。
 付加価値額 = 売上高 - 費用総額 (売上原価+販売費及び一般管理費) + 給与総額 + 租税公課
 2. 企業約386万社のうち、50万社以上が売上高を回答していない。
 3. 本表における「地方都市」とは、政令指定都市、県庁所在市、30万人以上都市を除いた市部を指す。

全国

企業規模別の従業者数構成 (2012年事業者ベース/地域区分別)



資料：総務省・経済産業省「平成24年経済センサス-活動調査」再編加工
 (注) 本表における「地方都市」とは、政令指定都市、県庁所在市、30万人以上都市を除いた市部を指す。

出典：2016年版小規模企業白書 (中小企業庁)

全国

■地域の様々なニーズに応えている例

- 地域における役割は高齢化している人の話し相手になっていること。配達員も60歳以上がほとんどであり、シニアの雇用に貢献していることがあげられる。(牛乳配達業)
- 大手ハウスメーカーが当県に来たことによりもう終わったかと思っただが、地域からの個別のニーズや要望があり辞められない。(建設業)
- 格上の商品を扱っていること、買い物難民の迎えと商品の配達を行っていることなどで、大手の衣料販売店とは差別化を図っている。(総合衣料小売業)
- 当町は人口密度が高く、子育てニーズに対応するサービス、例えば塾までの送迎などを行っている。また、今後、買い物弱者である高齢者や、身体障害者に対するサービスも充実させていく必要がある。(タクシー業)

小規模企業の課題(総論)

全国

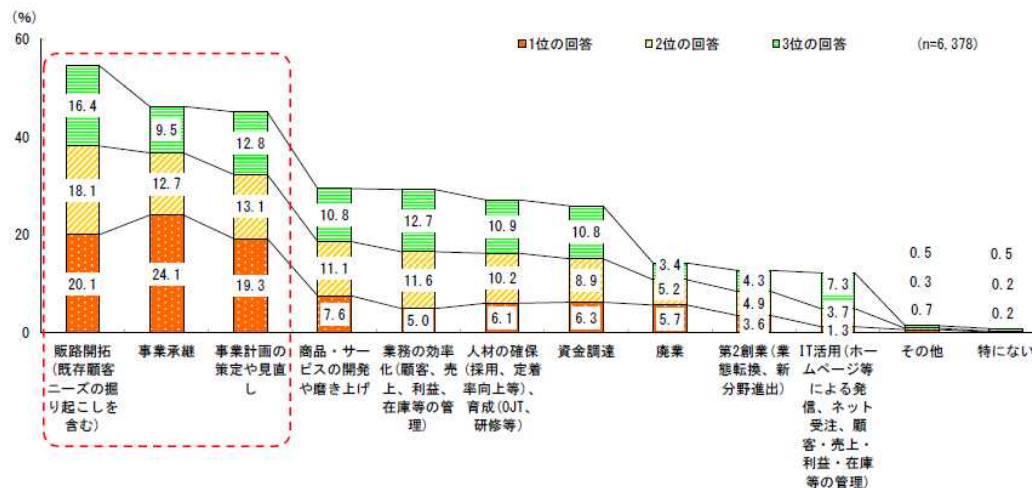
- ◆商工会及び商工会議所の経営相談員から見た小規模事業者の経営課題の上位は、①販路開拓、②事業承継、③事業計画策定・見直し

大分

- ◆小規模事業者があげる経営課題の上位は、①販路開拓、②人材不足、③新商品開発

全国

経営指導員から見た小規模事業者の経営課題（複数回答）

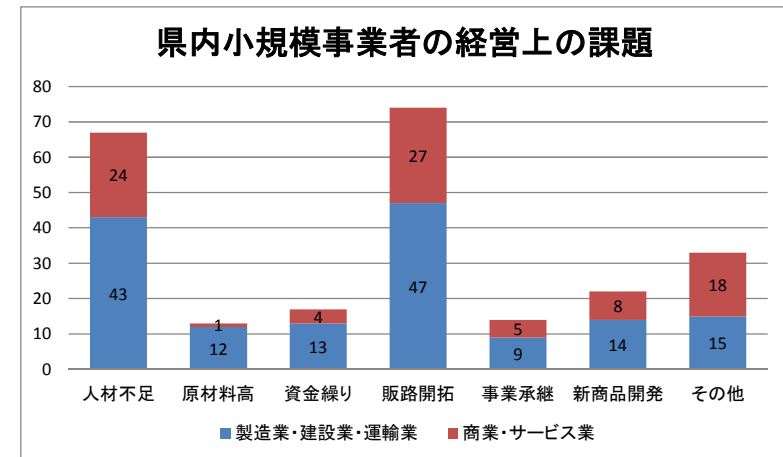


資料：中小企業庁委託「経営支援活動に関する実態把握調査」(2016年1月、(株)日本アプライドリサーチ研究所)

(注) 1. 経営指導員には補助員を含む。
2. 経営課題の優先順位について、回答の上位1位から5位までのうち、上位1位から3位までの回答を集計している。

大分

県内小規模事業者の経営上の課題



出典：平成28年秋の500社企業訪問調査データ（大分県）

調査における小規模事業者の区分は以下のとおり。

製造業、建設業、運輸業、宿泊業、娯楽業…従業員数30人未満
卸・小売業、サービス業…従業員数10人未満

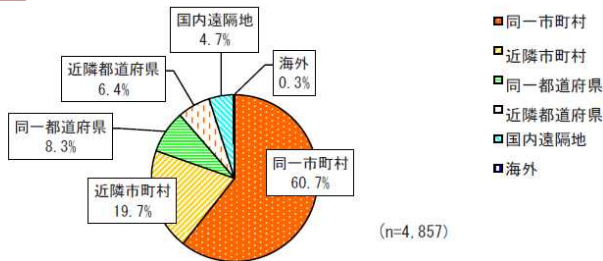
出典：2016年版小規模企業白書（中小企業庁）

小規模企業の課題 ① 販路開拓

- ◆小規模事業者の売上高の約6割は同一市町村内、約9割が同一都道府県内にとどまっている。
- ◆売上高の増加要因の上位は「得意先や固定客がいる」と「商品・サービスの品質と信頼性がある」、減少要因のトップは「商圈自体の景気が悪いこと」。
- ◆インターネット受注比率の高い者の方が売上高を増加させている傾向にあり、IT活用は1つの鍵。

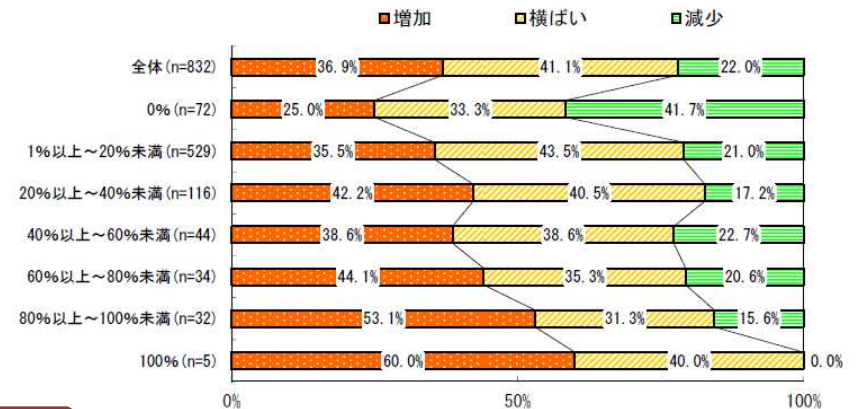
全国

直近決算における商圈区分別の売上高構成比率



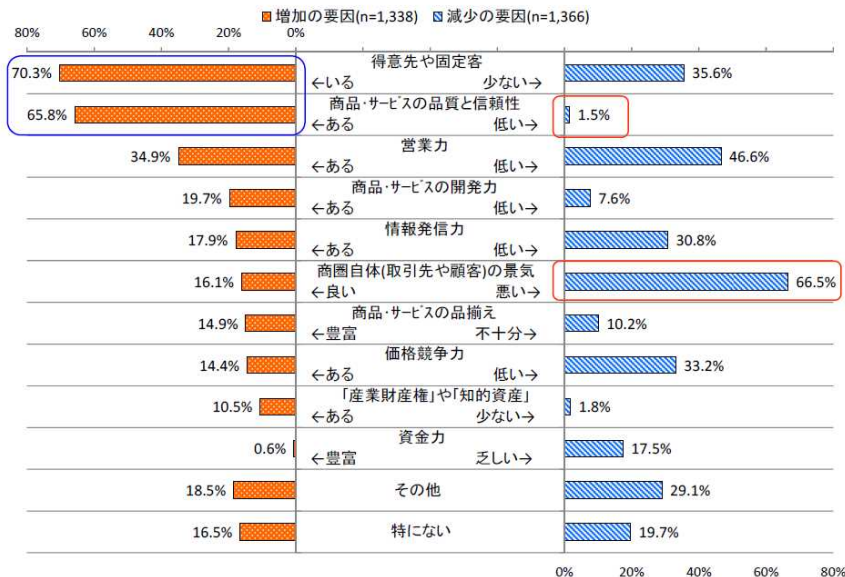
全国

インターネット受注比率と売上高の傾向



全国

売上高が「増加傾向」の要因と「減少傾向」の要因 (複数回答)



大分

【県内企業の声】

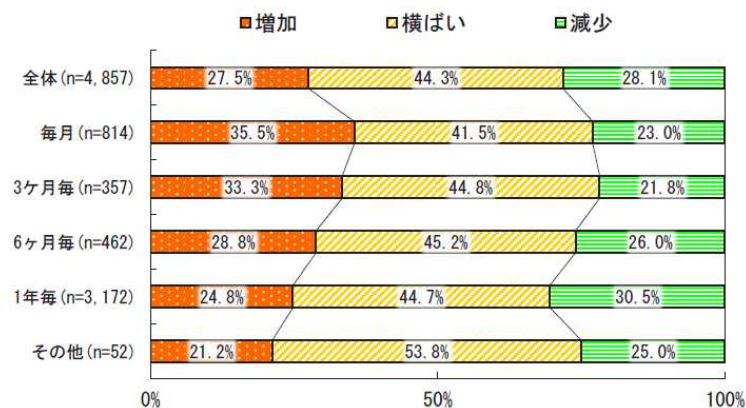
- ・県内の百貨店などで販売していたが、売上は減少傾向。県外での展示会や商談会に出展し、販路を外に求めることにより減少分を補っている。
(卸・小売業：別府市)
- ・観光客は戻ってきたが、賑わいが売上につながっていない。特に外国人観光客はお土産を買わずにその場で食べる食品を購入する傾向にあるので客単価が低い。
(食品製造販売：日田市)
- ・ダイレクトメールを始めたらずい反響があった。(食品加工：佐伯市)

小規模企業の課題 ②経営マネジメント

- ◆決算や棚卸をこまめに行う小規模事業者は、売上高が増加傾向の割合が高い。
- ◆経営計画（事業計画や収支計画など）を作成したことがある小規模事業者は5割強だが、作成したことがない事業者に比べて売上高が増加傾向の割合が高い。
- ◆経営計画作成時に活用または相談した機関や人のトップは、商工会、商工会議所の経営指導員。
- ◆経理ソフトに比べ、顧客管理や在庫管理ソフトの活用率が低い。

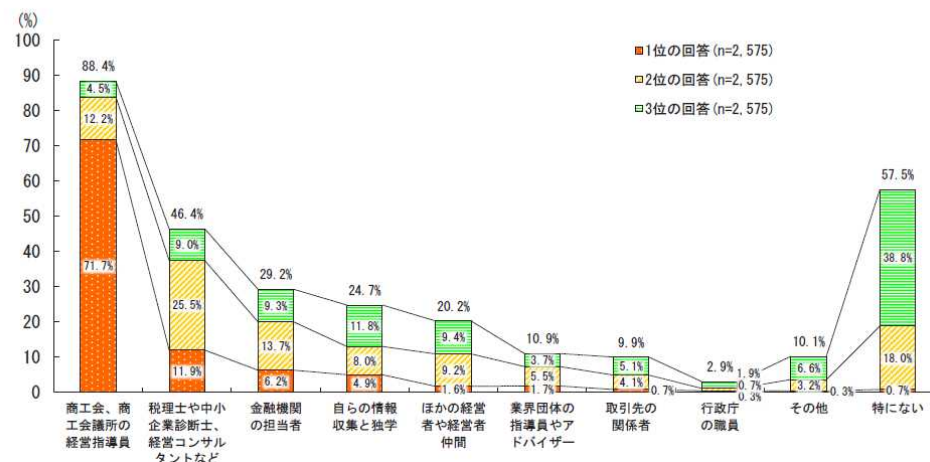
全国

自社の決算・棚卸の頻度と売上高の傾向



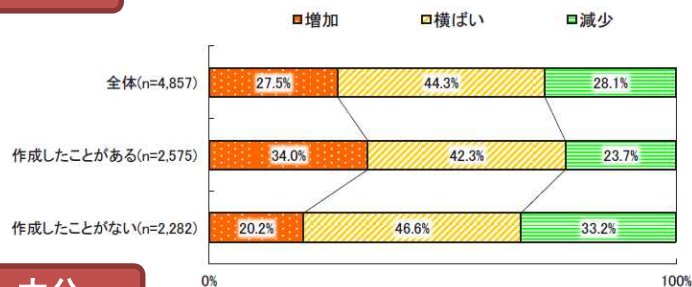
全国

経営計画作成時に活用または相談した機関や人（複数回答）



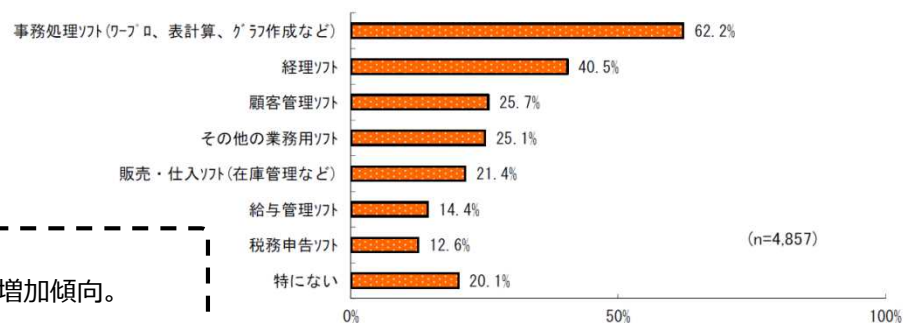
全国

経営計画の作成の有無と売上高の傾向



全国

情報管理面におけるIT活用率（複数回答）



大分

【県内企業の声】

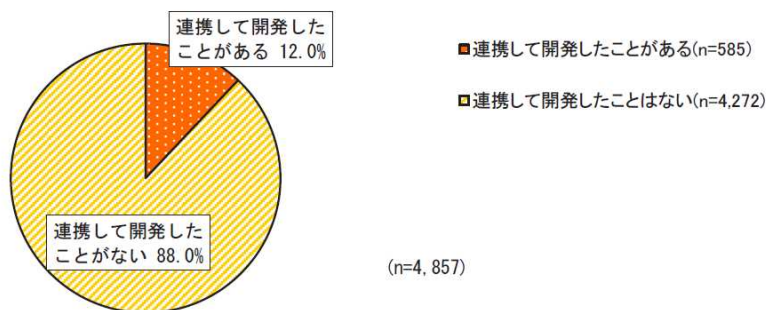
- ・個人客は所得も減り客単価は下がっているが、経営革新計画の事業については県外客も多く増加傾向。（小売業：豊後高田市）
- ・商工会議所のサポートのおかげで、国の補助金を活用し設備導入を行うことができた。（食品加工：竹田市）

小規模企業の課題 ③新商品・サービス開発

- ◆小規模事業者の中で、他組織との連携により新商品や新サービスの開発を行ったことのある者は少ない。
- ◆業種別に見ると、他組織との連携による新商品や新サービスを行っているのは製造業と卸売業が中心。
- ◆国は小規模持続化補助金などでも小規模事業者の商品開発を後押し。またものづくり補助金においては、近年サービス開発も対象に加えるなど、製造業だけでなくサービス業の挑戦も支援していく方向にある。

全国

他組織との連携による新商品や新サービスの開発の有無



大分

第1回 大分商工会議所 新商品・新サービス合同プレス発表会

リメイク&ブライダルリング MIYAMOTO

No. 9

古いジュエリーがリメイクされて生まれかわる！
「世界でたった一つのECOジュエリー」

お祖母様やお母様から受け継いだものの「デザインが古くて」と、タンスに眠っているジュエリー。その古いジュエリーの地金(金・プラチナ等)や貴石(ダイヤモンド等)を使い、新しいジュエリーを作ることを「ジュエリーの再生利用(リメイク)」といいます。近年は、金やプラチナの高騰により結婚指輪は、15年前の約4倍で販売されています。そこで、お祖母様やお母様が使っていない金やプラチナの指輪・ネックレスを溶かしてお嫁さんやお孫さんが好みの結婚指輪にリメイクすることで、加工代金だけ(製品の約三分の一)で作ることができます。

また古いデザインのダイヤの指輪も砕いたプラチナ地金を溶かして、お嫁さんの好みのエンゲージリング(婚約指輪)として贈れば新しく購入するより安価で、愛情のこもった世界で一つの指輪やペンダントネックレスに生まれかわるのです。



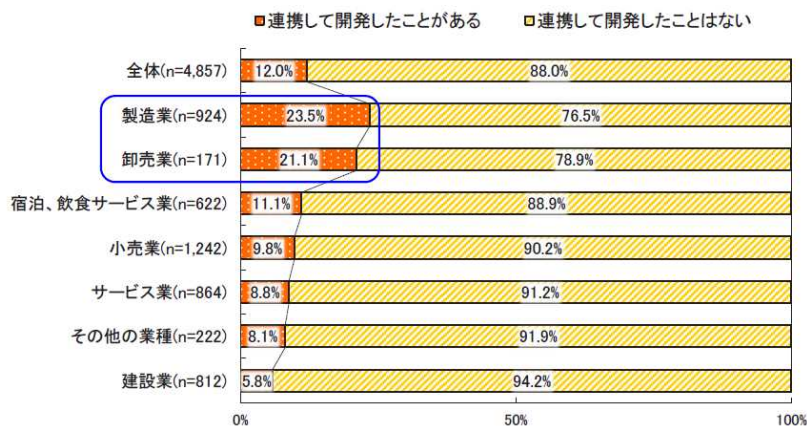
イチ押し

●近年は、金やプラチナの高騰により結婚指輪は、15年前の約4倍で販売されています。そこで、お祖母様やお母様が使っていない金やプラチナの指輪・ネックレスを溶かしてお嫁さんやお孫さんが好みの結婚指輪にリメイクすることで、加工代金だけ(製品の約三分の一)で作ることができます。古いデザインのダイヤも砕いたプラチナを溶かして作れば安価で、愛情のこもった世界で一つの指輪やペンダントネックレスに生まれかわる。

価格 要相談

全国

他組織との連携による新商品や新サービスの開発の有無(業種別)



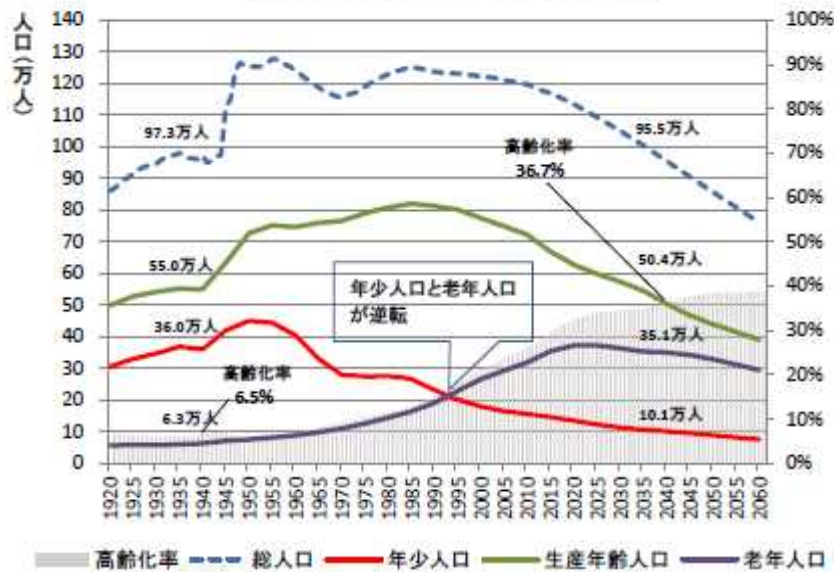
図の出典：2016年版小規模企業白書(中小企業庁)

小規模企業の課題 ④ 人材確保・育成

- ◆ 今後急激な人口減少が見込まれる中、人材不足が景気変動などの短期要因から、構造的な要因へと変化したとの指摘もなされている。～2017年版九州経済白書（九州経済調査協会）～
- ◆ 大分県の人口は現在の117万人から2040年には96万人にまで減少する見通し（ $\Delta 18\%$ ）。同時に、生産年齢人口（15～64歳）も70万人から50万人にまで減少する見込み（ $\Delta 29\%$ ）。
- ◆ 人材確保のためには従来の求人活動の強化に加え、女性、高齢者、外国人材、さらには現従業員などあらゆる人材の活用のための工夫が必要になってくる。
- ◆ 小規模事業者においてはあまり取り組まれていない従業員の人材育成も今後重要性が増すものと思われる。

大分

年齢3区分別人口の推移(大分県)

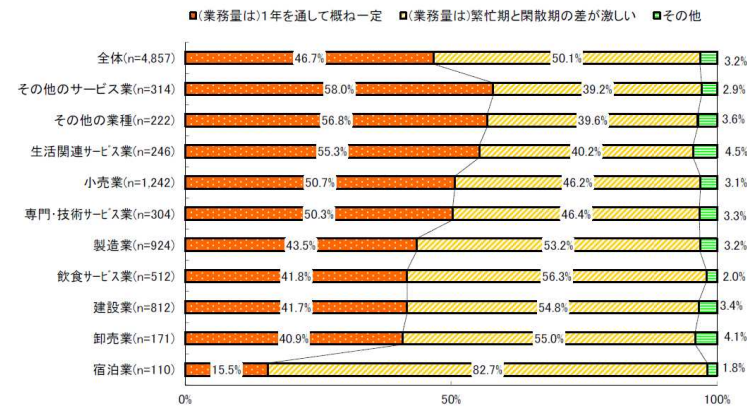


※2045年以降は国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)における2040年時点の自然増減・社会増減の仮定値を用いて試算

出典:大分県人口ビジョン(平成27年10月大分県公表)

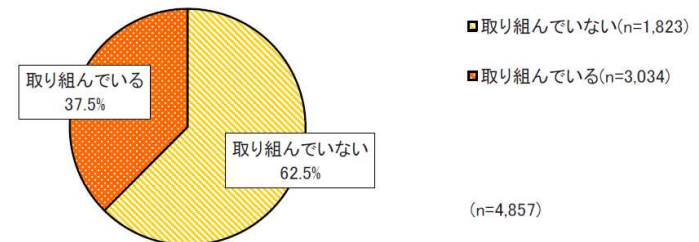
全国

1事業年度の業務量の変動性(業種別)



全国

人材育成の取組の有無(直近3年以内)



図の出典:2016年版小規模企業白書(中小企業庁)

小規模企業の課題 ⑤事業承継

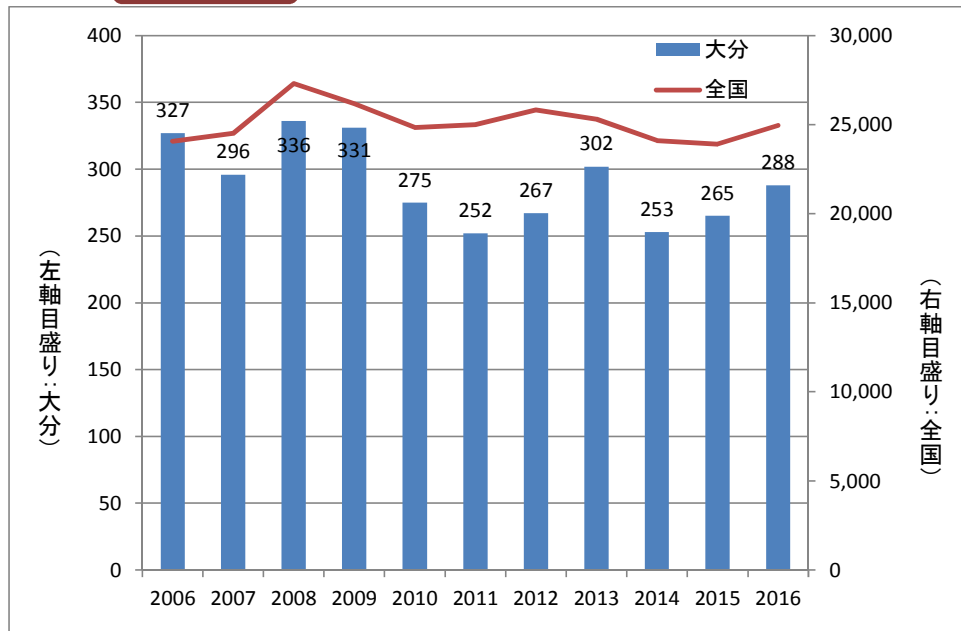
- ◆小規模企業の減少により、地域経済にとって有用な経営資源が失われることが懸念されている。
- ◆経営者の高齢化や後継者不足を背景に、県内の休廃業・解散件数は近年年間250～300件程度で推移。業種別では建設業、サービス業、小売業の割合が高い。
- ◆平成27年5月には大分県商工会連合会内に事業引継ぎ支援センターが設置され、事業承継に悩む経営者への専門的な相談、支援業務にあっているが、まだ認知度は低い状況。
- ◆廃業を考えている理由の半数近くは「高齢化のため」。団塊の世代が70代を迎え、事業承継のニーズは一層高まることが予想されるが、事業承継は経営者にとってデリケートな問題であり、その潜在的なニーズを汲み取ることは容易ではない。

大分県事業引継ぎセンター

概要

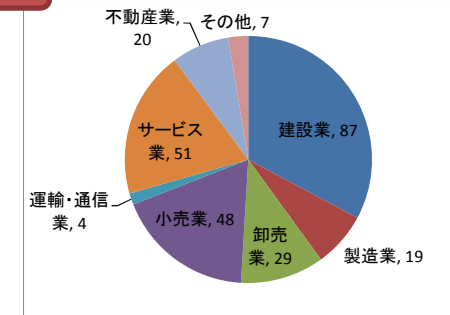
- 【場所】 中小企業会館5F (大分市金池町)
- 【営業時間】 月～金 8:30～17:15
- 【体制】 常勤2名 非常勤3名(週2日)
- 【業務内容】 事業承継支援業務 事業承継啓発業務

全国・大分 休廃業・解散件数の推移

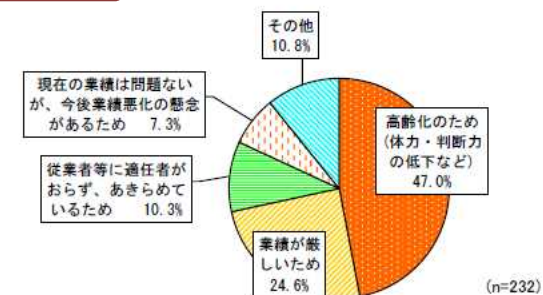


※休廃業・解散件数のグラフは全国・大分県「休廃業・解散」動向調査((株)帝国データバンク)データから大分県が作成

大分 業種別休廃業・解散件数(2015年)



全国 「廃業を考えている」理由



図の出典：2016年版小規模企業白書(中小企業庁)

商工団体の現状(1)

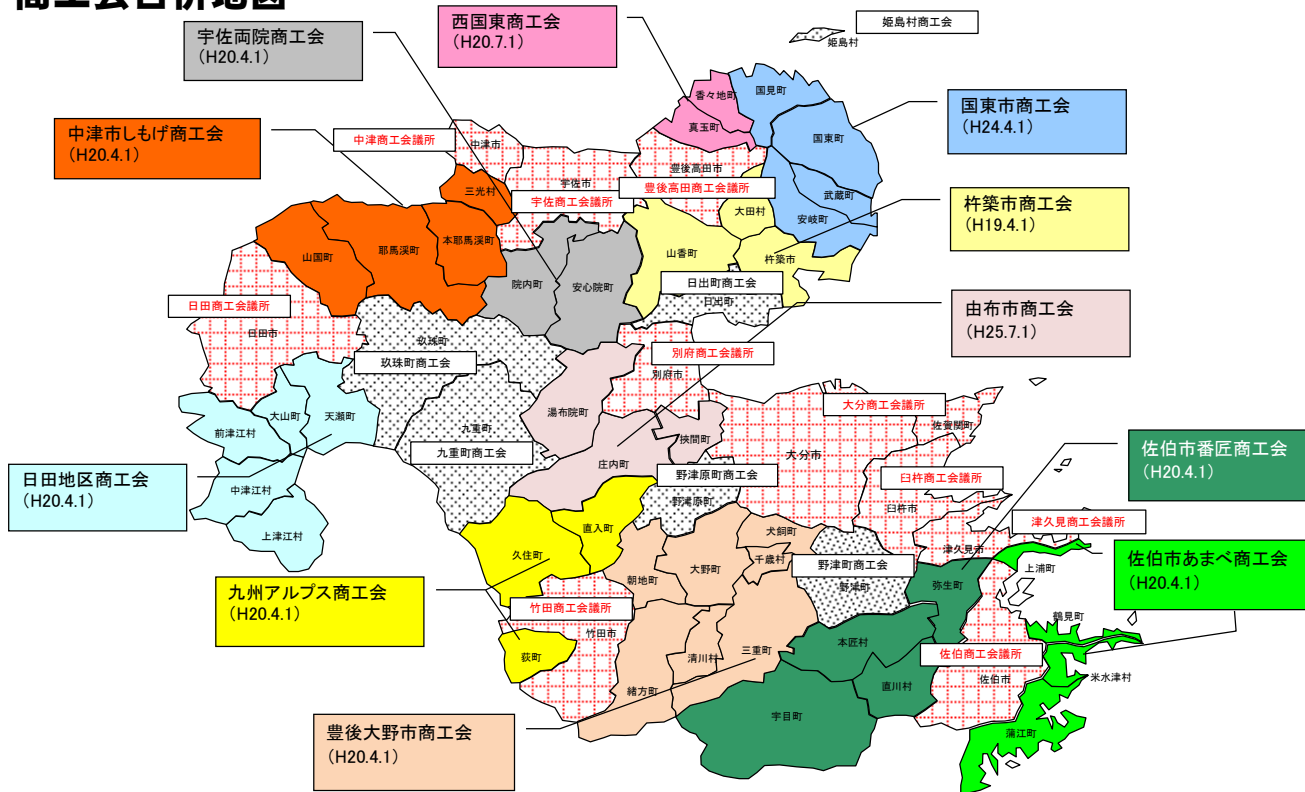
- ◆ 17商工会、10商工会議所の27団体が存在。(市町村合併に伴い57団体から半減)
- ◆ 県内団体の経営指導員数は計112人。会員数は約24,000社。
- ◆ 会員相互の利益と地域経済の発展向上を目的に、小規模事業者の金融、税務、労働等の経営改善支援と地域経済全体を活性化させる事業を行っている。(経営改善普及事業)
- ◆ 地域経済の活性化支援では、市町村合併後で手薄となった地域の行事を実行する役割も担っている。
- ◆ 県は商工団体が経営改善普及事業を行うために必要な経営指導員、補助員、記帳専任職員等の人件費などに対し、助成を行っている。

県内の商工会議所・商工会

市町村	商工団体	経営指導員数	会員数
別府市	別府商工会議所	6	2,028
杵築市	杵築市商工会	5	663
国東市	国東市商工会	6	762
姫島村	姫島村商工会	1	81
日出町	日出町商工会	2	503
大分市	大分商工会議所	18	6,072
	野津原町商工会	1	89
臼杵市	臼杵商工会議所	3	989
	野津町商工会	1	206
津久見市	津久見商工会議所	2	635
由布市	由布市商工会	5	842
佐伯市	佐伯商工会議所	4	1,433
	佐伯市番匠商工会	5	401
	佐伯市あまべ商工会	5	514
竹田市	竹田商工会議所	2	489
	九州アルプス商工会	4	330
豊後大野市	豊後大野市商工会	8	892
日田市	日田商工会議所	5	1,801
	日田地区商工会	5	347
九重町	九重町商工会	2	339
玖珠町	玖珠町商工会	3	541
中津市	中津商工会議所	4	1,930
	中津市しもげ商工会	5	502
豊後高田市	豊後高田商工会議所	2	530
	西国東商工会	2	175
宇佐市	宇佐商工会議所	3	970
	宇佐両院商工会	3	295
計		112	24,359

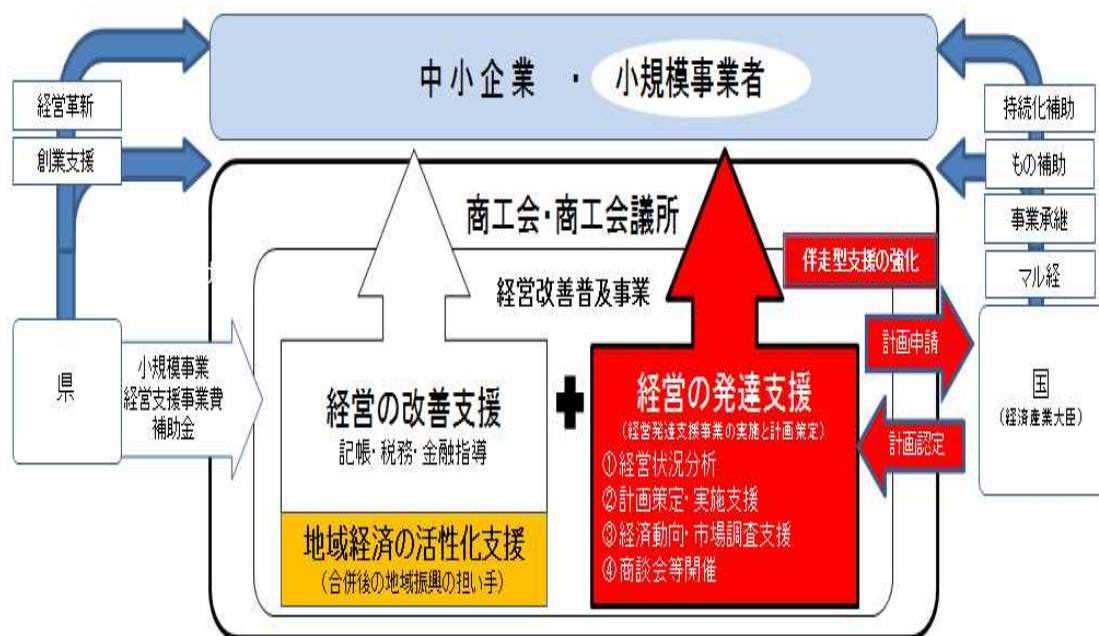
※H28.4.1現在

商工会合併地図



商工団体の現状(2)

- ◆近年では、小規模支援法の改正に伴い、経営発達支援計画の策定及び計画に基づく小規模事業者の持続的発展支援が新たなミッションとして加わっている（県内では8団体が経済産業省から経営発達支援計画の認定を受けている。）
- ◆小規模持続化補助金の申請支援や、おおいたスタートアップセンターと連携した創業支援などの新たな業務にも取り組んでいる。



経営発達支援計画認定団体
 商工会(17) 7団体(認定率41%)
 商工会議所(10) 1団体(認定率10%)
 大分県計(17) 8団体(認定率30%)
 全国計(2,181) 815団体(認定率37%)

大分

商工団体の実績(成果指標等)

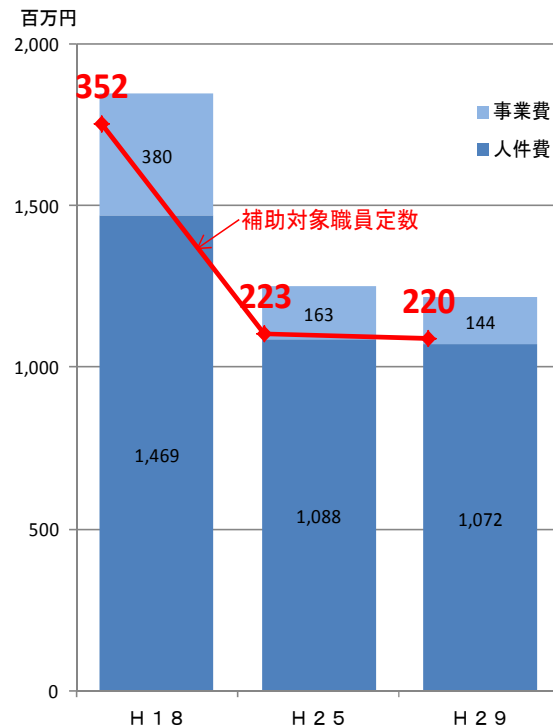
	経営革新計画等 承認件数	持続化補助金 補助事業 採択件数	創業者数 (設立組合数)
27年度	45	332	157
商工会	19	237	71
商工会議所	15	95	78
中央会	11	-	8
26年度	61	149	112
商工会	23	125	43
商工会議所	27	24	67
中央会	11	-	2
25年度	41	-	123
商工会	18	-	48
商工会議所	18	-	70
中央会	5	-	5

商工団体の課題

- ◆従来の経営改善普及事業に加え、伴走型支援の経営発達支援事業などの新たな業務が増加しており、これに対応する職員の量と質の確保。
- ◆多種多様な小規模事業者に対する的確でタイムリーな施策情報の提供。

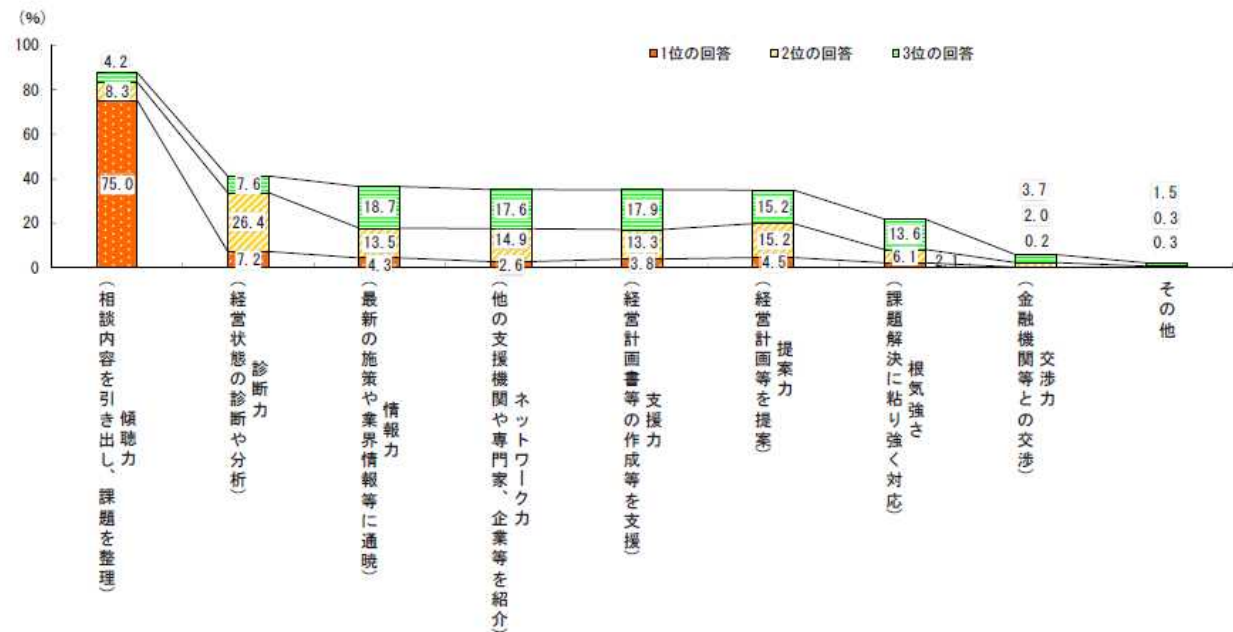
大分

小規模事業経営支援事業費補助金と補助対象職員定数の推移



全国

相談・指導に対応する上で重要と考える資質（複数回答）



出典：2016年版小規模企業白書（中小企業庁）

小規模企業振興策の方向性

1. 販路開拓

- ・域外への販路拡大支援
- ・宣伝・受注におけるITの活用支援

2. 経営マネジメント

- ・経営計画の策定支援
- ・管理業務におけるITの活用支援

3. 新商品・サービス開発

- ・他組織との連携促進
- ・補助金の活用支援

4. 人材確保・育成

- ・関係機関との連携促進
- ・柔軟な働き方の導入支援
- ・最低賃金引き上げへの対応
- ・人材育成の取組支援

5. 事業承継

- ・事業引継ぎセンターの認知度向上
- ・潜在的な事業引き継ぎニーズの掘り起こし

6. 商工団体の支援機能の強化

- ・職員のモチベーション維持・向上
- ・財源の確保

7. 中小企業活性化条例

- ・小規模企業振興の理念
- ・支援機関の役割再確認
- ・小規模企業振興の具体的方針

参 考 资 料

「小規模企業振興基本法【小規模基本法】」の概要

1. 背景

- (1) 小規模企業は、人口減少・高齢化・海外との競争の激化等、我が国経済の構造的変化に直面。他方、**日本全国に景気の好循環を浸透させ、地方に強靱で自立的な経済を構築するためにも、雇用を支え、新たな需要にきめ細かく対応できる小規模事業者の役割が重要。**
- (2) 平成25年に改正した中小企業基本法では、「小規模企業に対する中小企業施策の方針」を位置づけたが、今回はこれをさらに一歩すすめ、**小規模企業を中心に据えた新たな施策の体系を構築すべく基本法を策定することが必要。**

2. 法律の概要

- 小規模企業の振興の基本原則として、小企業者(概ね従業員5人以下)を含む小規模企業について、中小企業基本法の基本理念である「成長発展」のみならず、技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持等を含む「**事業の持続的発展**」を位置づける。
- 小規模企業施策について5年間の**基本計画を定め、政策の継続性・一貫性を担保する仕組み**を作る。具体的には、小規模企業者による**①需要に応じたビジネスモデルの再構築、②多様で新たな人材の活用による事業の展開・創出、③地域のブランド化・にぎわいの創出**等を推進すべく、これらに応じた基本的施策を講じる。

3. 措置事項の概要

(1) 基本原則

- ①小規模企業の活力発揮の必要性が増大していることから、小企業者を含む小規模企業について、事業の持続的な発展を図ること【第3条】
- ②小企業者の円滑かつ着実な事業の運営を適切に支援すること【第4条】

(2) 各主体の責務

国・地方公共団体・支援機関等関係者相互の連携及び協力【第9条】等

(3) 基本計画:

小規模企業施策の体系を示す基本計画(5年)を策定し、国会に報告【第13条】

(4) 基本的施策

- ①多様な需要に応じた商品・サービスの販路拡大、新事業展開の促進【第14条、第15条】
(国内外での販路開拓支援(IT活用支援等)、経営戦略策定支援等)
- ②経営資源の有効な活用及び個人の能力の発揮の促進【第16条、第17条】
(事業承継・創業・第二創業支援、女性や青年等の人材マッチング強化等)
- ③地域経済の活性化に資する事業の推進【第18条、第19条】
(地域の多様な関係者との連携の促進、地域需要対応型事業の推進等)
- ④適切な支援体制の整備【第20条、第21条】
(各支援機関の役割の明確化・連携の強化、手続きの簡素化等)

<小規模企業の役割・課題・対応策>

小規模企業の役割	課題	小規模企業がとるべき対応策
①顧客のニーズに応じた財・サービスの提供	需要の変化・減少	顔の見える信頼関係をより積極的に活用した、潜在的な需要を掘り起こすためのビジネスモデルの再構築
②雇用の維持・創出	経営層の高齢化 雇用者数の減少	多様な人材・新たな人材の活用による事業の展開・創出
③地域経済社会の担い手	地域全体の活力の低下	地域のブランド化・にぎわいの創出

小規模企業振興基本計画の概要

小規模企業振興基本法(抄)

第十三条 政府は、小規模企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、小規模企業振興基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 小規模企業の振興に関する施策についての基本的な方針
- 二 小規模企業の振興に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

はじめに

基本計画を実効あるものとして総合的に展開していくため、以下の措置を講じる。

- ・ 関係省庁、地方公共団体、支援機関等がそれぞれ4つの目標の達成状況を把握する。
- ・ 毎年度、講じた施策・講じようとする施策等について、年次報告(小規模企業白書)により、広く公表する。
- ・ 施策の効果を検証し、見直しを図るPDCAサイクルを構築し、5年間の計画期間において、毎年度実践していく。

現状認識と基本的考え方

- ・ 人口減少、高齢化、国内外の競争の激化、地域経済の低迷等の構造変化の進展
→このような変化の中、事業を維持するだけでも大変な努力が必要
→「成長発展」のみならず、「事業の持続的発展」を原則とした政策体系の必要性

4つの目標

1. 需要を見据えた経営の促進 : 顔の見える信頼関係をより積極的に活用した需要の創造・掘り起こし
2. 新陳代謝の促進 : 多様な人材・新たな人材の活用による事業の展開・創出
3. 地域経済に資する事業活動の推進 : 地域のブランド化・にぎわいの創出
4. 地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備 : 事業者の課題を自らの課題と捉えたきめ細かな対応

10の重点施策

1. 需要を見据えた経営の促進

(1) ビジネスプラン等に基づく経営の促進

- ・ 明確なビジョンに基づいたビジネスプラン等に基づく経営を促進。

(2) 需要開拓に向けた支援

- ・ 商談会・展示会・即売会開催、アンテナショップ等拠点の整備やネット販売などITの活用を促進し、国内外の需要の開拓を促進。
- ・ 小規模企業の政府調達参入を促進。

(3) 新事業展開や高付加価値化の支援

- ・ 需要を見据えた新たな商品・サービスの開発等、新たなアイデア・技術の事業化等の取組や、第二創業などの挑戦的な取組を促進。

(続き)

2. 新陳代謝の促進

(4) 起業・創業支援

- ・産業競争力強化法に基づく創業支援体制を整備し、女性・若者・シニア等の起業・創業を促進。
- ・中長期的な観点から、起業・創業を応援する社会づくり、起業・創業に関する教育や先輩経営者の実例を学ぶ機会の提供。

(5) 事業承継・円滑な事業廃止

- ・事業承継に関する制度の整備・活用、小規模企業と事業引継ぎを希望する者とのマッチングや人材育成を促進、新たな事業展開に挑戦する後継者への支援。
- ・小規模企業共済制度の整備・活用、経営者保証に関するガイドラインを踏まえた融資の促進、円滑な廃業・事業承継・再チャレンジに向けた環境整備。

(6) 人材の確保・育成

- ・中小企業大学校やインターネット等を活用し、小規模企業経営者及び従業員の知識、技能、管理能力の向上を図る研修を推進。
- ・小規模企業の魅力発信、女性・若者・シニア等多様な人材と小規模企業との相互的なマッチングに向けた環境整備。

3. 地域経済の活性化に資する事業活動の推進

(7) 地域経済に波及効果のある事業の推進

- ・地域における魅力の面的・横断的な掘り起こし、創造及び地域内外への浸透、消費者ニーズも踏まえた地域全体の活性化。

(8) 地域のコミュニティを支える事業の推進

- ・小規模企業に加え、行政機関（都道府県・市区町村）、商工会・商工会議所・中小企業団体中央会・商店街振興組合連合会等の既存の支援機関、認定支援機関、金融機関、農家、地場産業、旅館、NPO、医療機関、住民等の主体が一体となって地域全体で課題やニーズに対応し、コミュニティを支えるような取組を実施。

4. 地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備

(9) 支援体制の整備

① 支援機関等

- ・支援機関等が支援目標の設定を行うことを推奨。支援機関全体のレベルアップ、各機関の緊密な連携を強化。
- ・高度で専門性の高い経営課題について、「よろず支援拠点」の知見を活用した支援及び独立行政法人中小企業基盤整備機構による各拠点への統括・サポート等を通じた支援体制の補強。

② 国・地方公共団体

- ・関係省庁が緊密に連携し、地方公共団体ともよく連携しながら、施策を効果的に展開。
- ・ミラサポの「施策マップ」に関係省庁及び都道府県・市区町村の施策情報を共有。

(10) 手続きの簡素化・施策情報の提供

- ・小規模企業の施策活用を促進するため、必要な手続き（申請や確定検査における書類等）の簡素化・合理化を推進。
- ・インターネット（動画含む）、マスメディア、地方公共団体及び支援機関の広報等の手法を活用し、分かりやすく積極的に情報を提供。

小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 小企業者等への配慮：小企業者の円滑かつ着実な事業運営のため、きめ細かな支援を行うべく、特段の配慮を払う。
2. 東日本大震災からの復興等に向けた施策：復興の段階に応じた支援の継続。被災地における地域経済全体の復興・再生を推進する。
3. 消費税転嫁をはじめとした取引適正化への対応：小規模企業が最大限の能力を発揮できるよう、監視・取締り活動を厳正に進める。

「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律 【小規模支援法】」の概要

1. 背景

- (1) 人口減少等の我が国経済社会の構造的変化により地域の活力が減退し、地域経済を支える小規模事業者は需要の低下、売上の減少に直面。
- (2) 小規模事業者がその地域で経営を持続的に行うためのビジネスモデルの再構築を全面的にサポートする体制を全国的に整備することが喫緊の課題。

2. 法案の概要

- (1) これまで小規模事業者の記帳や税務の指導を行ってきた商工会・商工会議所が、地域の小規模事業者の課題を自らの課題として捉え、小規模事業者による事業計画の策定を支援し、その着実なフォローアップを行う「伴走型」の支援を行う体制を、中小機構の知見も活用しながら整備。
- (2) 小規模事業者の活性化と地域の活力向上は表裏一体。市区町村や地域の金融機関、他の公的機関、大企業・中規模企業等との連携の強化、地域製品の展示会の開催等、地域活性化にもつながる面的な支援を通じ、小規模事業者の活動を徹底的に支援。
- (3) 以上の取組を通じ、地域ぐるみで小規模事業者を支援する体制を全国各地に構築。

3. 措置事項の概要

(1) 伴走型の事業計画策定・実施支援のための体制整備

— 需要開拓や経営承継等の小規模事業者の課題に対し、事業計画の策定や着実な実施等を事業者に寄り添って支援する体制や能力を整えた商工会・商工会議所の支援計画（「経営発達支援計画」）を国が認定・公表【第5条】。

(2) 商工会・商工会議所を中核とした連携の促進

— 計画認定を受けた商工会・商工会議所は、市区町村や地域の金融機関、他の公的機関等と連携し、地域の小規模事業者を支援【第5条第3項】。連携主体が一般社団法人・一般財団法人（地域振興公社など）またはNPOの場合は、中小企業者とみなして中小企業信用保険法を適用する【第20条】。

(3) 中小機構の業務追加

— 計画認定を受けた商工会・商工会議所に対して、中小機構が、先進事例や高度な経営支援のノウハウの情報提供等を実施【第21条】。

【地域ぐるみで小規模事業者を面的に支援する体制の構築】

